

相 談 事 例

ID : 07-01-035

相談タイトル

放置された老朽空き家の対策について

Q：ご相談内容

近所にほぼ半壊している住宅があり、今は居住していないが元々住んでいた住人が管理を放棄している。桐生市にも連絡をして、元々の住人等の情報を知らせてあるが、どのような対応を行っているか教えてくれなく、半壊の住宅がそのまま放置されている。住宅を建てた者は既に亡くなっていて、こどもである3人兄弟が住んでいたが、今はいずれの者も居住していない。土地は借地の上に立てたので、近くに地主がいるが、地主も何ら対応をしない。市にも情報を提供しているのに何も連絡をしてくれないどのように対応したら良いか。

A：回答

基本的な対応は、空き家となっている住宅の所有者や管理者を特定し、その方に実情を説明し、対応・改善を求めることになると思います。桐生市（行政）も対応としては同じ方法になると思いますが、行政では、空き家対策特措法に基づき、放置されている空き家の状態により、是正に係る指導・勧告や放置しておく危険と判断されるような状態であれば、是正命令等も発することが出来ますので、必要により対応の状況等を確認することは可能と考えます。法的には、危険性の度合いが高い場合は「特定空き家」の指定や、場合によっては行政代執行により危険除去を行うことも考えられます。借地上に立っていると言うことで地主さんもわかっていると言うことですので、地主の方もおそらく迷惑や損害を被っていると思われるので、地主の方も一緒になり対応を求める事も有効なのではと考えます。